

成年後見制度市町長申立(支援)に係る実務研修

高齢化の進行や障害者の地域生活移行に伴い、成年後見制度を必要とする人々の増加に併せて、身寄りが無い等の理由で市町長の申立件数が増加しています。

また、平成28年4月に成立した成年後見制度利用促進法では、成年後見制度の利用促進が国及び地方公共団体の責務と規定されており、親族等による申立が困難なケースでは積極的な市町長申立が求められ、今後ますます市町長申立の重要性が増すと考えられます。

このため、成年後見制度市町長申立に必要とされる実務を学び、関係者の共通認識を図ることを目的に開催します。

- 1 主 催 : 静岡県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
- 2 受講対象 : 市町行政職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員 等
- 3 日 時 : ①平成30年6月29日(金) 午後1時～午後4時
②平成30年7月3日(火) 午後1時～午後4時
- 4 会 場 : ①プラサ ヴェルデ 3階301、302会議室(沼津市大手町1-1-4)
②静岡音楽館AOI 7階 講堂(静岡市葵区黒金町1-9)

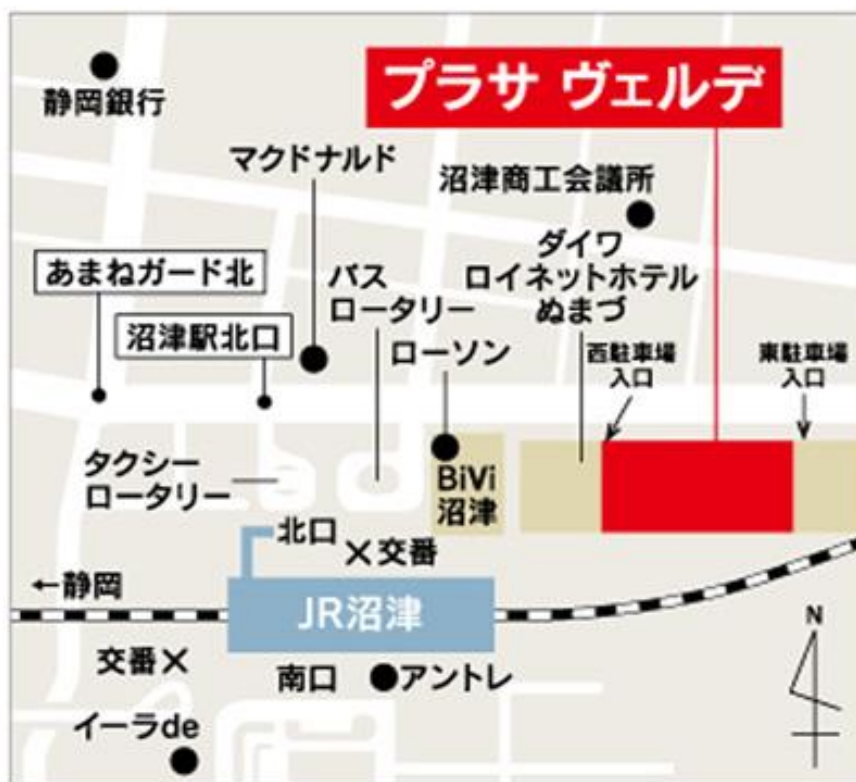
5 内 容 (両日とも同じ内容です)

13:00～	開会
13:05～ 15:40 途中休憩有	<p>講義「成年後見制度の概要と市町長申立の実務」 講師：ふるい後見事務所 古井 慶治 氏 (社会福祉士) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 西川 浩之 氏 (司法書士)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">成年後見制度の概要と、平成28年度に作成した“成年後見制度 市町長申立マニュアル”により市町長申立の実務を解説いただきます。</p>
15:40～ 16:00	質疑応答 (制度概要・実務を合わせたの質疑応答の時間とします。)

- 6 参加申込 : 別紙参加申込書を6月20日(水)までに、県社会福祉協議会権利擁護課までFAXでお申し込みください。
- 7 その他 : 参加費は無料です。
- 8 本件に関する連絡・お問い合わせ先

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部権利擁護課 (天野、小野田)
 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70
 電話番号 054-254-5237 FAX 番号 054-251-7508
 E-mail: kenriyugo@shizuoka-wel.jp

※会場の地図は各会場のホームページから転載しています。



※JR 沼津駅北口から徒歩3分
※有料駐車場があります。

< 静岡音楽館 AOI >



※JR 静岡駅北口から徒歩2分
※会場に駐車場はありません。周辺の有料駐車場をご利用ください。

静岡県社会福祉協議会 権利擁護課(天野) 行き
FAX番号 054-251-7508(送信票不要)

6月20日(水)までにご提出願います。

《 成年後見制度市町長申立(支援)に係る実務研修 申込書 》

所属機関名 _____

担当者 _____

下記のとおり受講を申し込みます。

希望会場 (○を付けてください)	申込者氏名	職 名
沼津 ・ 静岡		
沼津 ・ 静岡		
沼津 ・ 静岡		

※受講にあたって特に配慮が必要なことがありましたら下記にお書きください。

本研修で聞きたいこと、質問等をお書きください。